

「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会（第1回）」

議事要旨

開催日：平成26年8月4日（月）

12:30～14:30

場所：雲仙岳災害記念館 セミナー室

1. 震度による基準値について

- 現状では、防災体制発令の基準を震度4とすることに大きな問題はない。ただし群発地震が高頻度で発生するなど、空振りが多発する状況になった場合には、必要に応じた対応が必要である。

2. 振動センサー\*による基準値について

※ここでは地盤の振動波形を計測する機器を言い、一般に「地震計」と呼ばれるものも振動センサーに含める。

- 基準値以下の震度で崩壊が発生する可能性もあるので、また気象庁からの震度情報の伝達には数分を要するので、振動センサーによる基準値を検討すべきである。
- 具体的な基準値の検討にあたっては、平成噴火時の振動センサーによる火砕流発生判定の事例も参考にすること。

3. 今後の観測機器設置について

- 迅速な観測・情報提供のため、新たに震度計を設置すべきである。誤検知対策等のために複数台の設置が望ましい。
- 各観測機器の特性（計測範囲やリアルタイム性など）を踏まえて、全体のバランスの取れた観測体制の整備を検討すること。その際、観測機器の維持管理に要する費用や危険性についても留意すること。

4. 住民への周知や情報伝達について

- 震度の基準値そのものよりも、例えば「強い揺れを感じたら身を守る行動を」といった平常時からの啓発が重要である。まずは溶岩ドーム崩壊という、平成噴火の次の新たなリスクが生じていることを周知することが大事である。
- 定住者だけでなく移動者に対する情報伝達や交通規制の手段も検討する必要がある。

以上